

## 静岡県立静岡がんセンターにおける研究費の不正使用に係る調査に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立静岡がんセンター（以下「本センター」という。）が管理する研究費において、不正使用が疑われる場合の調査手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 研究者 本センターの職員のうち、職務として研究に携わる者（過去に携わっていた者を含む。）をいう。
- (2) 研究費 文部科学省及び厚生労働省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金をいう。
- (3) 不正使用 法令、関係規則、契約書及び本センターの関係規程等を遵守しないで、研究費を使用する行為をいう。

(通報窓口)

第3条 研究費における研究者の不正使用に関する通報に対応する通報窓口担当は、本センター事務局次長とする。

- 2 通報の方法は、電子メール、書面、電話、ファックス、面談の何れかによるものとする。また、通報は原則として実名によるものでなければならない。ただし、匿名による通報があった場合においても、その内容によっては、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。
- 3 通報窓口担当は、調査の申立てを受けたときは、研究費における運営・管理の最高管理責任者である静岡県がんセンター局長（以下「最高管理責任者」という。）及び統括管理責任者である本センター事務局長（以下「統括管理責任者」という。）へ報告するとともに、速やかに当該申立てを受領した旨を当該申立て者（以下「通報者」という。）に通知するものとする。
- 4 通報窓口担当は、通報者が特定されないように適切な措置を講じるものとする。
- 5 最高管理責任者、統括管理責任者、通報窓口担当等通報を知る立場にある者は、通報内容及び調査内容が関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。
- 6 通報を受け付けた場合は、通報の受付から30日以内に、通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を資金配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第4条 最高管理責任者は、前条の通報を受けたときは、調査委員会を設置して、事実関係（不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等）を調査しなければならない。

- 2 調査委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 事務局次長
  - (2) 被通報者の所属する担当部長
  - (3) 事務局管理課長

- (4) 本センターに属さない第三者（顧問弁護士）
- (5) その他最高管理責任者が特に必要と認める者
- 3 調査委員会の委員長は、事務局次長をもって充てる。
- 4 最高管理責任者は、調査の実施を決定した場合には、研究費の資金配分機関に対して、その旨を通知する。
- 5 最高管理責任者は、必要に応じて、被通報者に対し、研究費の使用停止を命ずることとする。

（調査の実施）

第5条 調査委員会は、次の各号の手順に従い、調査を実施するものとする。

- (1) 被通報者及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証ひょうの収集・分析
- (3) 支出の取引業者からの事情聴取、各種伝票の収集・分析
- (4) 本センター及び研究費の資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査

（調査の事実認定及び措置）

第6条 調査委員会は、前条の調査結果に基づき、不正使用の有無を認定し、最高管理責任者に報告する。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その結果を通報者及び被通報者に通知する。
- 3 最高管理責任者は、研究費の資金配分機関に対して、認定の概要を通知するとともに、当該研究費に関して必要な協議を行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、通報の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を資金配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を資金配分機関に提出する。

また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告する。

上記のほか、資金配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関に提出する。

また、調査に支障がある等、正当な理由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

- 5 最高管理責任者は、被通報者に対して不正使用の事実があると決定した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。
  - (1) 被通報者に対して不正使用と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令を行う。
  - (2) 不正使用と認定された研究活動に係る研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行う。
  - (3) 被通報者に対して静岡県がんセンター局職員就業規程に基づく処分の手続きを行う。
  - (4) 本センターと取引する業者が不正行為に関与している場合は、静岡県物品調達等及び一般業務委託に係る業者指名停止基準に準じて手続きを行う。

6 最高管理責任者は、被通報者に不正使用の事実がないと確認した場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 被通報者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置を行う。

(2) 通報者が本センター関係者で、不正使用の疑いが存在する合理的な根拠がないと知りながら申立てを行ったことが明らかである場合には、静岡県がんセンター局職員就業規程に基づく処分の手続きを行う。

(不服申立て)

第7条 被通報者及び本センター関係者の通報者は、前条の認定に対して不服がある場合には、最高管理責任者に対して、本センターが定める期間内に不服の申立てを行うことができる。

2 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公平性に関わるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。

3 調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由などを勘案し、速やかに当該事案の再調査及び審議を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する処置を決定し、不服申立者及び研究費の資金配分機関に通知する。

(調査結果)

第8条 最高管理責任者は、不正使用の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表する。

2 最高管理責任者は、不正使用の事実がなかったと認定したときは、原則として、調査結果は公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた等の場合には、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。

3 最高管理責任者は、不正使用の事実がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正使用がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、本人に不利益が生じないよう措置を講じなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(見直し)

第10条 この規程に定めるものについて、見直しの必要が生じた場合は、随時見直しを行うものとする。

附則

この規程は、平成20年8月22日から施行する。

この規程は、平成26年12月1日から施行する。